

令和8年度 食害生物駆除道具購入 補助金のお知らせ

海藻の減少の一因と考えられるウニ類やアイゴ、ブダイなどの魚類の駆除に必要となる消耗品等の購入費に対し、上限5万円を補助します。

申請期限：令和9年2月26日

補助を受けられる方

- ◆鳥羽磯部漁業協同組合又は三重外湾漁業協同組合の組合員で、食害生物駆除事業を実施する3人以上のグループ

補助の対象となるもの

- ◆食害生物駆除事業に使用する消耗品（ノミ、漁網など）
※日当、燃料費、傭船料及び消費税等は対象外
※上限5万円（1,000円未満は切り捨て）

申請方法

- ①申請書等の書類を提出する
提出書類：補助金交付申請書、※申請期限：令和9年2月26日
グループ名簿
- ②市から補助金の交付決定額が通知される
- ③消耗品等の購入後、実績報告をする
提出書類：補助金実績報告書、※提出期限：令和9年3月19日
グループ名簿、領収書、写真
- ④市から補助金の確定額が通知される
- ⑤補助金の請求書を提出する
- ⑥市から口座に入金

問い合わせ先

志摩市 水産農林部 水産課

TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）

